

様式 2

医療機関に下記の登園許可証明書を記入して頂き、登園の際に園へ提出してください。

登園許可証明書(出席停止)が必要な感染症 (※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は別様式)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ (※様式 3 を使用)	症状が有る期間(発症 2 4 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで(幼児(乳幼児)にあつては、3 日を経過するまで)
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1 ~ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、4 8 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1 ~ 2 週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症 (※様式 4 を使用)		発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過してから

キ リ ト リ

様式 2

担当医様

この度お世話になりました本園園児につきまして、学校感染症に該当する場合は恐れ入りますが下記の登園許可証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。よろしくお願ひいたします。

登園許可証明書

幼保連携型認定こども園 愛の光幼稚園 園長殿

組 園児名

病名

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と診断しますので登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印